

# 律令国家の暗雲

701年、大宝律令の完成で日本は律令国家として再編された。当初律令は上手く機能した。国司はやる気に満ち、勸農に励んで口分田からの収穫を増やそうとした。しかし、月日を経るなかで徐々に国司は不正を働き、律令が社会の変化に対応しきれなくなった。朝廷は対応に追われるが、次第に修正不可能になっていった。

## ○律令の問題と不正の増加

### ●有力農民の登場

律令制では、班田収授法に基づき口分田が配給された。

→当然口分田ごとの土地の質は異なる。

⇒良質の口分田を得た農民は、豊かな収穫によって有力農民へと成長した。

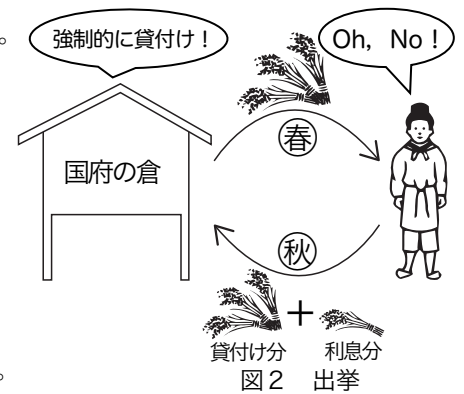


### ●国司の不正行為

豊作凶作関係なく、国府の租による収入は一定である（1段＝2束2把）。

⇒国府は<sup>(1)</sup> \_\_\_\_\_ という税に頼り、財源を増加させていった。

- ◇(1) …国府の倉で保存する稲穂（米の種がついた状態）を、春に貸付け、秋に利息と一緒に徴収
- …利息5割とあまりに重いので、貸付け量には上限あり



一部の国司は上限を超えて稲穂を貸付け、利息を着服した。

→時に国司は上限超えの分を回収できず、国府の倉の<sup>すいとう</sup>出納に誤差が生じた。

⇒国司は上限超えの不正や出納の誤差を誤魔化せず、任期6年を終えて新任の国司と交代する時に揉めた。

国司は交代時に新任の国司から<sup>げゆじょう</sup>解由状をもらい、仕事に不備のなかったことを証明する必要があった。

⇒不正・誤差の増加で、解由状のやり取りが滞ってしまいました。

国司の交代を円滑に進めさせるため、<sup>(2)</sup> \_\_\_\_\_ 天皇は<sup>(3)</sup> \_\_\_\_\_ を設けた。

⇒(3) は第三者として前任と新任の揉め事を解決したり、新任が前任の不正を見逃していないか調査したりした。



### ●戸籍の崩壊

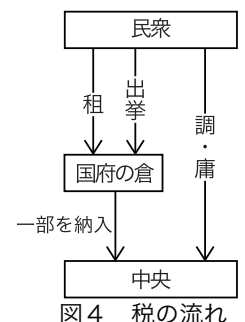
農民は調・庸・雑徭の負担を少なくし、また、口分田を長く手元に残したかった。

⇒国司は農民に調・庸の一部を貢がせ、見返りに<sup>(4)</sup> \_\_\_\_\_ （虚偽の申告）を許した。

- ①男子を女子と偽る…女子には調・庸・雑徭の負担なし
- ②死者を高年齢の生者と偽る…65歳超えに調・庸・雑徭の負担なし、口分田の収公延期

◇調・庸は、中央（朝廷）財源として納められる税

(4) による調・庸などの未納で、中央財源は減っていった。



## ●偽籍への対応

偽籍で減少する財源に対して、中央は様々な対応をとった。

### <負担の縮小>

桓武天皇は農民の偽籍を減らすために、次の3点に取り組んだ。

- ①班田収授を6年1回から12年1回に変更
- ②出挙の利息を5割から3割に変更
- ③雑徭の期間を年間60日から30日に半減

### <田地の直営・収集>

稲穂による財源確保のため、田地を収集・直営する動きが見られた。

- ①823年、大宰府に直営の<sup>(5)</sup> \_\_\_\_\_ を設置
  - ②879年、畿内に中央政府直営の<sup>(6)</sup> \_\_\_\_\_ を設置
  - ③天皇が直営の勅旨田を所有
  - ④院宮王臣家が田地を収集
- ◇院宮王臣家…天皇と親近な皇族や貴族の呼称

### 誰もが憧れた職—検非違使

平将門は、検非違使に憧れ、藤原忠平に希望を述べたが、「若いな、そちは」と冷たく言い捨てられた。検非違使は、在任の捜査・逮捕、裁判・刑の執行などの権限をもち、容易に就ける職ではなかった。



## ●京の問題対策

弾正台・五衛府では、増加する京の問題に対応しきれなくなった。

⇒<sup>(7)</sup> \_\_\_\_\_ 天皇は、天皇直属の<sup>(8)</sup> \_\_\_\_\_ を設け、京の問題を迅速に解決させて治安維持を図った。

## ○律令の再整備

### ●律令の補完

基本的に律令の条文には手が加えられず、必要に応じて次のような法令で補完した。

- ①<sup>(9)</sup> \_\_\_\_\_ …律令の規定を補足・修正する法令
- ②<sup>(10)</sup> \_\_\_\_\_ …律令の<sup>あ</sup>或る規定をさらに細かく指示する法令

嵯峨天皇は(9)(10)をまとめた<sup>(11)</sup> \_\_\_\_\_ を<sup>へんさん</sup>編纂させた。

→9~10世紀、清和天皇が<sup>(12)</sup> \_\_\_\_\_、醍醐天皇が<sup>(13)</sup> \_\_\_\_\_ を編纂させた。

⇒(11)~(13)は<sup>(14)</sup> \_\_\_\_\_ と総称された。

◇語呂…嵯峨は盛(清和)大(醍醐)に、唐風を向(弘仁)上(貞観)へ(延喜)



図5 嵯峨天皇

### ●難解な律令

令の解釈を間違えると一大事、ということで令の解説書などが作られた。

- ①<sup>(15)</sup> \_\_\_\_\_ …<sup>きよはらのなつの</sup>清原夏野らが編纂した、令の公式な解釈が載る解説書
- ② **令集解**…<sup>りょうのしゅうげ</sup>惟宗直本が令の様々な私的解釈をまとめた解説書

### ●令に載らない役職

令に載らず、必要に応じて設けられた役職を<sup>(16)</sup> \_\_\_\_\_ と呼ぶ。

⇒例えば、勘解由使・検非違使・藏人頭などが該当する。



図6 清原夏野